

令和6年度

高齢者新型コロナ予防接種についてのお知らせ

玉東町長 前田 移津行

10月より高齢者を対象とした新型コロナの予防接種が始まります。接種方法や費用助成について下記をよくお読みいただきますようお願いいたします。

インフルエンザワクチンとの同時接種も可能です。詳しくは、接種医療機関へお尋ねください。

記

- 1、 接種期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日
- 2、 接種対象者

65才以上の方

※60～64才の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方も含む

- 3、 接種費用

65歳以上の人

◆接種医療機関一覧（裏面）に掲載している病院では、自己負担2,300円で接種を受けることができます。各自で病院に予約をしてください。予診票（郵送にて個人通知）と保険証などの住所がわかるものを持参してください。

◆裏面以外の医療機関で接種される場合は、広域用予診票が必要になりますので、接種前に玉東町役場保健こども課に取りに来てください。予診票がないと助成が受けられない場合があります。

※65歳未満の方の費用助成について

◎高校生～64歳の方の助成はありません

◎中学生以下

◆接種費用（約16,000円程度）の7割を助成します。接種費用を一旦病院で全額支払い、医療機関で支払った分の領収書（接種した人の氏名・ワクチン名が記載されたもの）と印鑑、通帳を持って玉東町役場保健こども課で払い戻しの手続きを行ってください。

◎生活保護世帯

◆接種費用を一旦病院で支払い、医療機関で支払った分の領収書（接種した人の氏名・ワクチン名が記載されたもの）と印鑑、通帳を持って玉東町役場保健こども課で払い戻しの手続きを行ってください。

【接種費用助成一覧表】

対象者	助成内容	接種の種類及び健康被害の対応
65歳以上	自己負担2,300円	予防接種法により、本人の希望で接種できます。 義務接種ではありません。 健康被害が生じた場合は、予防接種法による救済措置により対応します。
60～64才の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方	接種費用(約16,000円)から2,300円引いた額を町が助成します	
高校生～64歳	助成なし (全額自己負担となります)	任意接種です。健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済措置を受けられる場合があります。
中学3年生以下	接種金額の7割助成 (償還払いとなります)	
生活保護世帯	自己負担0円 (自己負担分を全額助成します)	対象年齢を参照してください。

4、新型コロナウィルス感染症について

新型コロナウィルス感染症とは
飛沫感染が主体と考えられますが、換気の悪い環境では咳やくしゃみなどがなくても感染すると考えられます。症状は発熱・咽頭痛・咳などが中心です。2歳未満や基礎疾患がある場合は重症化のリスクがあるとされ、高齢者では重症化率、死亡率は高くなるため予防することが大切です。

予防接種後の副反応について
副反応として、注射部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されていますが、ほとんどは軽度または中程度で回復しています。接種後数日の間に胸痛、息切れ、ぐったりするなどの症状があった場合は速やかに医師の診察を受けてください。

予防接種を受ける前に
予防接種についての説明書を医療機関で読んで、必要性や副反応について理解し、体調の良い時にかかりつけ医と相談のうえ接種しましょう。

予防接種後の注意
・新型コロナワクチン接種後24時間は、副反応に注意し観察しておくが必要です。特に接種直後30分以内は健康状態の変化に注意してください。
・接種当日の入浴は差し支えありません。過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調に変化をきたす恐れがあるので、接種後24時間は避けるようにしてください。

裏面に接種医療機関一覧があります

問い合わせ先

玉東町役場 保健こども課

電話：85－3135